

私設保育施設（企業主導型保育事業を除く）、一時預かり事業、病児（病後児）保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を利用される方へ

幼児教育・保育の無償化に伴う 施設等利用費の給付の案内について



【請求対象】

- 施設等利用給付認定（2・3号認定）を受けた児童の保護者様が対象です。
- 給付の対象となるためには、「子育てのための施設等利用給付認定」を申請し、**認定を受ける**必要があります。申請手続及び給付の詳細については、右の二次元コードから市ホームページを御確認ください。
- 市町村が無償化の対象施設であることの確認を行った施設が対象です。対象施設の詳細は、厚木市ホームページまたは、裏面記載の利用施設担当課へお問合せください。
- 給付の対象は**保育料**です。実費徴収（入園料、給食費、延長保育料等）及び特定負担費用（英語教育等）は無償化の対象外です。



子育てのための施設等利用
給付認定の申請案内

【必要書類】

- 『施設等利用費交付申請兼請求書』（以下「請求書」という。）
 - ※認定されている保護者名と申請兼請求者氏名は一致させてください。
 - ※施設等利用費は認定保護者に対してお支払いします。認定保護者に変更があった場合は、認定保護者ごとに請求書を御提出ください。
- 『特定子ども・子育て支援の提供に係る提供証明書兼支払額証明書』（以下「証明書」という。）
 - ※子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）を御利用の場合は、提供会員から発行される『活動報告書』を添付してください。

【請求受付期間】

- 令和6年4月分～9月分は**令和6年10月1日（火）から令和6年10月21日（月）までに、厚木市保育課へ御提出ください。（郵送可）**
- 施設等からの証明書等の交付が遅れた等の理由により、請求書の提出が受付期間を過ぎてしまった場合も給付は受けられます。ただし、各月の利用費の請求権は利用月の翌月1日から2年間です。

【給付金額】

- 施設等利用給付認定（2・3号認定）を受けた期間内に利用した保育料が請求対象です。
- 3から5歳児クラスまでの子どもは、**月額上限額37,000円**まで、0から2歳児クラスまでの**住民税非課税世帯**の子どもは、**月額上限額42,000円**までの**利用費（保育料）が無償化の対象**となります。
- 月額上限額と支払った利用費（保育料）を比較して、低い方の金額を請求金額とします。
- 複数の私設保育施設等を利用している場合は、利用した施設の利用費（保育料）の合計金額を上限額と比較し、低い方の金額を請求金額とします。
- 月途中での転出入や、認定期間が開始・終了する場合は、認定の有効期間等に応じた日割り計算となります。

【請求の流れ】

- 施設等利用給付認定を受けた後、利用施設へ認定証を提示してください。
- 利用施設へ利用費（保育料）を支払い、施設から証明書を受け取ってください。
- 請求書に利用施設から取得した証明書を添付し、御提出ください。なお、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）を御利用の場合は、証明書に代わって、提供会員から発行される『活動報告書』を添付してください。
- 施設等が発行した証明書等は原本を御提出ください。提出された証明書等は返却できません。
- 請求受付期間内に行った後、市から認定保護者へ施設等利用費を支給します。
なお、審査終了から振込まで1か月ほど要します。書類に不備等があると、支払いに遅れが生じることがあります。
- 認定内容及び請求内容が事実と相違した場合、認定を取消し、施設等利用費を給付しないことがあります。
- 請求の流れの詳細については、右の二次元コードから市ホームページを御確認ください。

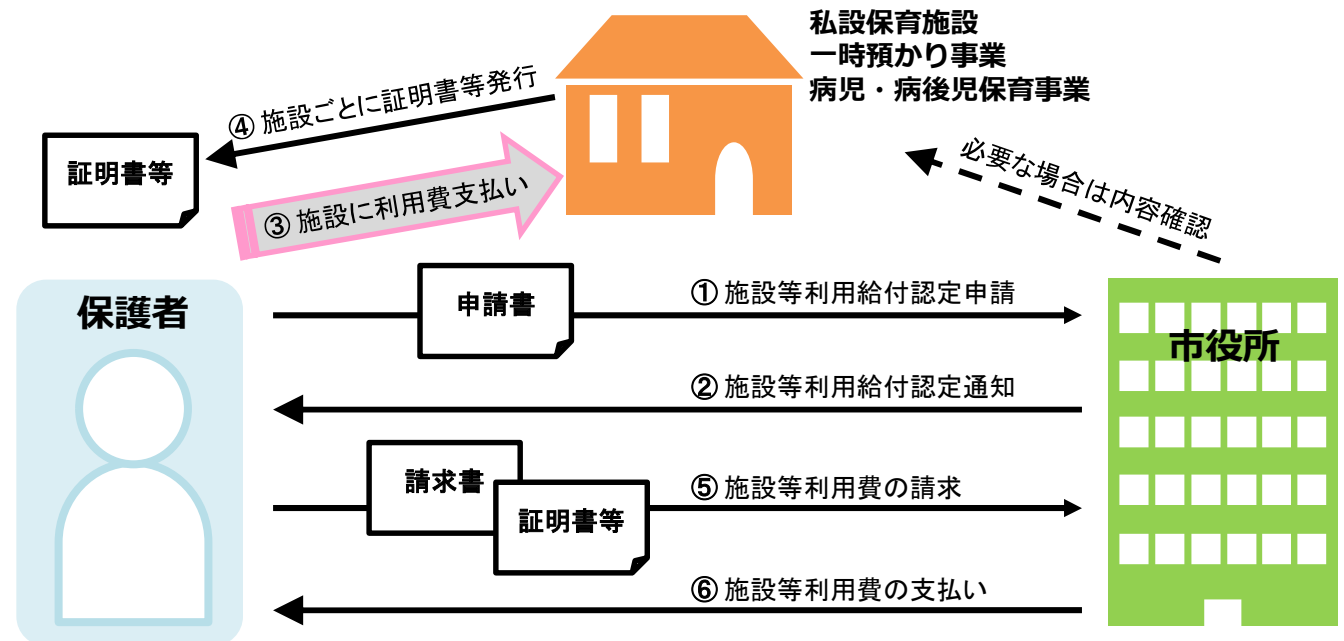


施設等利用費の給付案内

【基本的な手続きのイメージ】

申請から給付まで

⚠ 証明書等は大切に保管しておいてください ⚠



【お問い合わせ先】

保育課〔私設保育施設、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、わたぐもの一時預かり〕
TEL : 046-225-2231 MAIL : 2200@city.atsugi.kanagawa.jp
場所 : 厚木市役所第二庁舎3階

こども育成課〔幼稚園・認定こども園の預かり保育〕
TEL : 046-225-2262 MAIL : 2180@city.atsugi.kanagawa.jp
場所 : 厚木市役所第二庁舎3階